

## 【理事の選出に関する規則】

(定数)

第1条 会則「Ⅲ. 理事および評議員の選出と定数」にもとづく理事数は15 - 18名とする。

2. 理事の定数は各専門領域（臨床医学系、社会医学系、心理社会行動科学系）の正会員数で按分する。定数は15名を基本とし、按分にて計算された定数の小数点以下は切り上げる。

(選挙権および被選挙権)

第2条 選挙権および被選挙権を有するのは評議員とする。

(選挙管理委員会)

第3条 理事長は理事任期満了年度の12月中旬までに選挙管理委員会を発足公示するものとする。

2. 理事長は選挙管理委員会委員として理事の中から1名および評議員の中から5名を委嘱する。

3. 選挙管理委員会は選挙権および被選挙権を有する者の名簿を作成し、理事選挙の管理実施にあたる。

4. 選挙管理委員会の長は理事がこれにあたる。

5. 選挙管理委員会の長は、役員任期満了年度の3月15日までに理事長にすべての選挙開票結果および選出者の名簿を提出するものとする。

(理事長による推薦)

第4条 会則「Ⅲ. 理事および評議員の選出と定数」にもとづき、理事長は推薦による理事を若干名指名することができる。

2. 第4条第1項の規定にもとづく理事は、第1条第1項にもとづく理事数には含まれない。

(付則)

この規則の変更は、理事会の議決による。